

【住 宅 局】

1. 宿泊施設に対する支援について

改正耐震改修促進法により、一定規模の宿泊施設は 2015 年度までに耐震診断が義務付けられ、結果が公表されることになったが改修における費用は多額の費用を要する。税制面での優遇等はあるものの、建築資材の高騰や、人手不足の背景も踏まえ、実質的な廃業に追い込まれている施設も出ている。については、改修を行う宿泊施設に対するさらなる支援強化を検討されたい。

【回答】（文書回答）

平成 25 年の耐震改修促進法の改正により、ホテル・旅館等の宿泊施設を含む不特定多数の者が利用する大規模建築物などに耐震診断が義務付けられました。

この法改正を踏まえ、耐震診断・耐震改修に係る国の補助制度について、補助率の引き上げを行っております。

※耐震診断：国 1/3→（地方公共団体の補助制度がある場合）最大 国 1/2

※耐震改修：国 11.5%→（地方公共団体の補助制度がある場合）最大 国 1/3

（防災拠点の場合：国 1/3→（地方公共団体の補助制度がある場合）最大 国 2/5）

この補助率の引き上げは、平成 27 年度までの時限措置とされておりましたが、平成 28 年度予算において耐震改修について 3 年間の延長を行うこととしました。

また、国といたしましては、所有者の負担をより軽減するためには、国の補助制度に加え、地方公共団体の補助制度が必要であると考えており、これまで、地方公共団体に補助制度の整備・充実を強く働きかけてまいりました。

この結果、地方公共団体における耐震診断義務付け対象のホテル・旅館等の宿泊施設の耐震改修に対する補助制度につきましては、平成 27 年 10 月時点で、11 県で整備されていませんでしたが、平成 28 年度当初では、全ての県で整備がなされました。

さらに、こうした補助制度の整備・充実とあわせて、所管行政庁において、個別の所有者における耐震改修の実施予定、不足している情報などを把握し、専門家の団体を通じた情報提供を行っているところであり、今後とも、必要な情報提供の充実などに努めてまいります。